

2 政令別表第1(2)項、(3)項 (キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等)

省令第1条の3第1項(表)

【遊技場】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業員数
- 2 遊戯のための機械器具を使用して遊戯を行うことができる者の数
- 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数、この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする)とする

【その他のもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

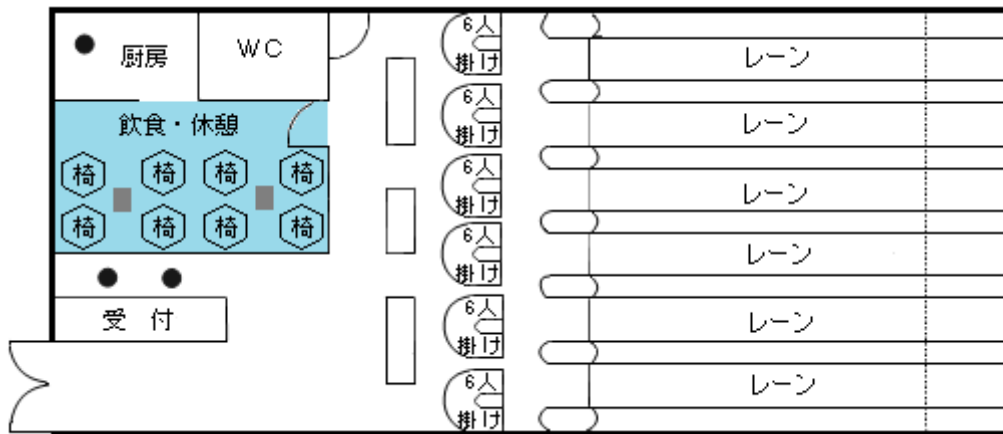
- 1 従業者の数
- 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする)とする
 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

(1) 算定要素の定義

- ア [遊技場]とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。
- イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。
 - (ア) パチンコ等は1、, 囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マージャン等は4
 - (イ) ボーリングは、レーンに付属するいすの数
 - (ウ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数
 - (エ) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数
 - (オ) (ア)～(エ)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数
 - (カ) (ア)～(オ)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数
- ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。
 - (ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
 - (イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所
- エ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。
- オ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室等をいう。

(2) 算定例

(2) 項口：ボーリング場



従業員 ● 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 椅子

ア 従業者 3人

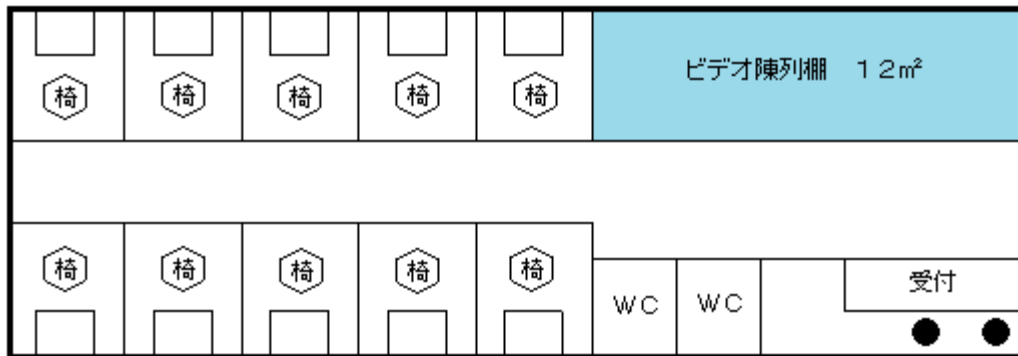
イ レーンに付属するいすの数 36席

ウ 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定いす席 8席

$$3(人) + 36(席) + 8(席) = 47$$

となり、収容人員は47人となる。

(2) 項ニ：個室ビデオ店



● 従業員 客席の部分 { 椅子 固定式いす
その他の部分

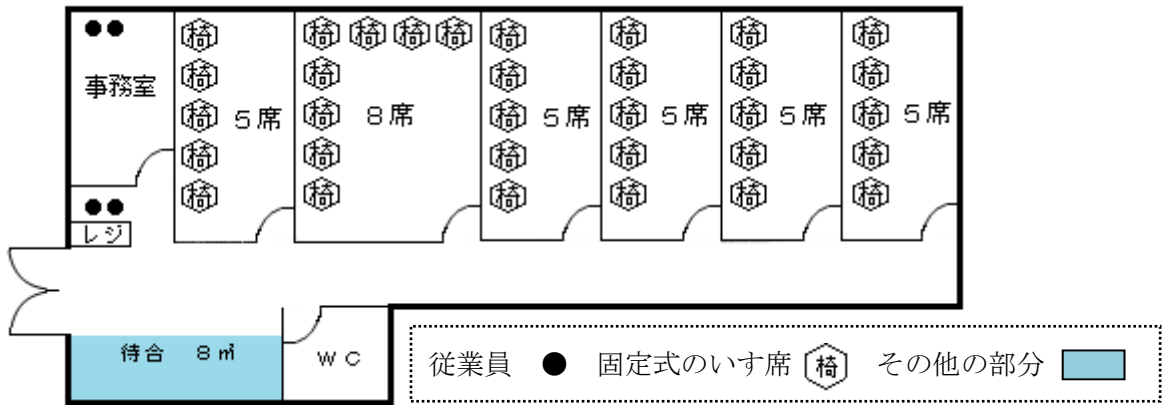
ア 従業者の数 2人

イ 客席の部分 (固定式いす12席、その他の部分12 m²)

$$2(人) + 10(席) + (12(m^2) \div 3(m^2)) = 16$$

となり、収容人員は16人となる

(2) 項ニ：カラオケボックス



ア 従業者 4人

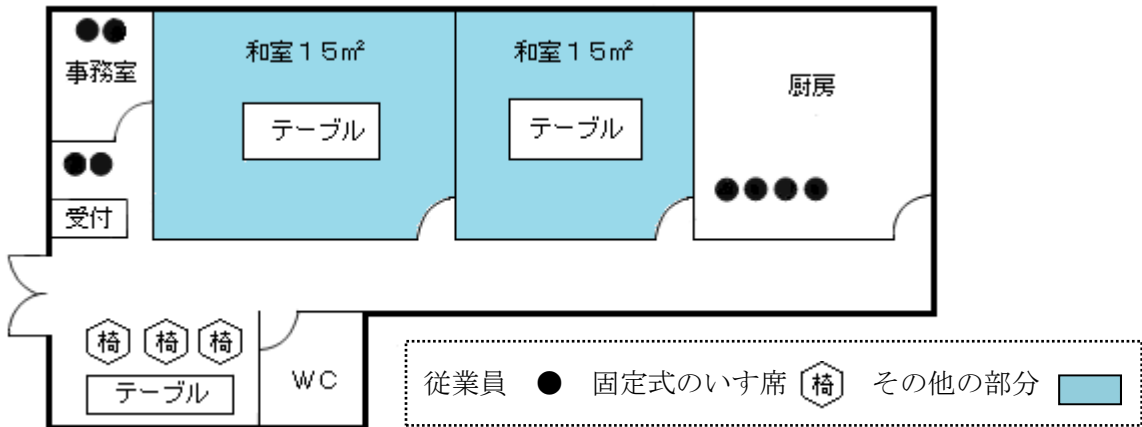
イ 固定いす席 33席

ウ その他の部分 8m²

$$4 (\text{人}) + 33 (\text{席}) + (8 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2)) = 39$$

となり、収容人員は39人となる。

(3) 項ロ：飲食店



ア 従業者 8人

イ 固定式のいす席 3席

ウ その他の客席の部分 30m²

$$8 (\text{人}) + 3 (\text{席}) + (30 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2)) = 21$$

となり、収容人員は21人となる。

